

# 岐阜県文化財保存活用大綱

令和3年3月

岐 阜 県



# 目 次

## はじめに

1	大綱策定の背景と目的	1
2	大綱の位置づけ	2
3	大綱の期間	2
4	SDGsとの関わり	3

## 第1章

### 文化財の保存・活用の現状

1	文化財の法制度	4
2	本県の概要	9
3	本県の文化の特徴	11
4	本県の文化財の状況	19
5	本県の文化財の被災状況	29

## 第2章

### 文化財の保存・活用に関する方針と措置

1	本県の課題	30
2	本県が目指す文化財の保存・活用の方針	34
3	本県の文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	35

## 第3章

### 市町村への支援の方針

1	市町村の現状	40
2	本県の役割	40
3	市町村への支援	40

## 第4章

### 防災・災害等への対応

1	平時の備え	42
2	発災時に係る対応	43
3	防犯対策	44

## 第5章

### 文化財の保存・活用の推進体制

1	本県の文化財行政	45
2	他の機関との連携	47

## 参考資料

1	本県が実施した主な文化財調査	49
2	文化財行政に関する年表（主なもの）	52

# はじめに

## 1 大綱策定の背景と目的

本県の文化財は、地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにするために欠くことのできない資源であり、先人の生活や地域の風土との関わりにおいて生み出され、守り伝えられてきた貴重な財産である。今もなお、数多くの有形・無形の文化財に触れることができるのは、郷土の先人のたゆまぬ努力によるものである。

文化財は、県民一人ひとりが、その歴史や文化を認識することで、魅力あふれる地域づくりを行う礎となり、コミュニティの活性化に寄与し、人づくり、地域づくりに欠かすことのできない社会資本である。

我が国においては、昭和 25 年（1950）に文化財保護法が施行され、本県においては、昭和 29 年（1954）に岐阜県文化財保護条例が施行された。その後、改正を重ね、有形・無形の文化財の指定や保護措置等を体系的に講じることにより、文化財の重要性が認識され、文化財所有者等や保存団体、地域の人々の尽力により、文化財の保存・活用に成果をあげてきた。

一方で、近年の文化財を取り巻く環境は、社会環境の変化や価値観の多様化など大きく変化している。将来的に、過疎化・少子化・高齢化の進展に伴う人口減少等により、有形・無形の民俗文化財などを次世代に継承していくことが困難となり、また、県民生活の中にある未指定文化財は、その価値が広く認識・周知されないまま埋もれていくおそれがある。

未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくり等に生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会が一体となり、その保存・活用に取り組むことのできる体制づくりが急務である。そのためには従来から文化財行政を担ってきた国・県・市町村のみならず、企業・団体・NPO、ボランティア、民間事業者等との連携による取組みを推進していくことが必要である。

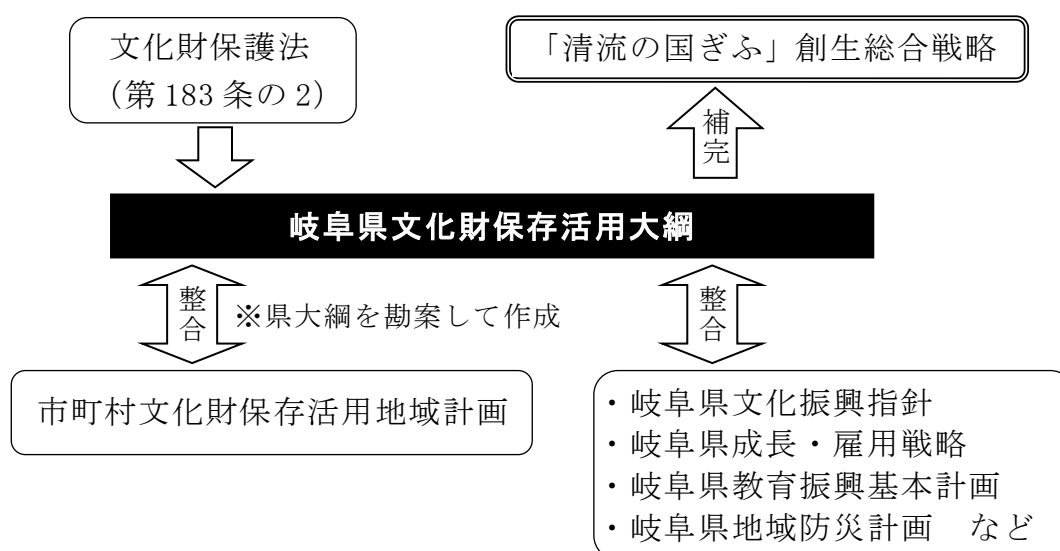
平成 30 年（2018）6 月の文化財保護法の改正により、都道府県は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（「文化財保存活用大綱」）を定めることができ、市町村は、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（「文化財保存活用地域計画」）を作成することができるとされたことを踏まえ、本県では、文化財のより適切な保存・活用を計画的、継続的に推進するために「岐阜県文化財保存活用大綱」を策定する。

## 2 大綱の位置づけ

本大綱は、文化財保護法第 183 条の 2 に規定される「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」に相当し、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の取組みに関する基本的な方針として策定する。

また、本県の総合計画である「清流の国ぎふ」創生総合戦略における文化的分野の個別指針として位置づけ、文化財の保存・活用等と関連をもつ本県の文化・観光・教育・防災等の分野別計画とも整合を図った。

### <大綱の位置づけと各種計画等との関連>



## 3 大綱の期間

本大綱の期間は設けないが、社会状況の変化等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを図る。

## 4 SDGsとの関わり

（「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」）

平成27年（2015）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」は、「人間、地球及び繁栄のための行動計画」であり、「より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するもの」とされている。

本大綱では、「持続可能な文化財の保存・活用」のため、文化財をひとつの地域資源として捉え、文化財の適切な保存・活用により、さらに保存が進行していくという好循環を生み出すことを目指している。これはSDGsの理念と共通するものであり、本大綱と関連するSDGsは以下のとおりである。



# 第1章 文化財の保存・活用の現状

## 1 文化財の法制度

文化財保護法第3条では、政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならないとされている。

さらに、文化財保護法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するため、岐阜県文化財保護条例を制定し文化財の保存・活用を行っている。

### (1) 文化財保護法に基づく制度

文化財保護法は、文化財を6類型に分類（「文化財の体系」P7参照）し、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」については、特に重要なものを国が指定することができるように定めている。

指定を受けるとそれぞれ、「重要文化財」、「重要無形文化財」、「重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財」、「史跡・名勝・天然記念物」となる。

さらに、「重要文化財」のうち特に重要なものは「国宝」に、「史跡、名勝、天然記念物」のうち特に重要なものは「特別史跡、特別名勝、特別天然記念物」に指定される。

「文化的景観」、「伝統的建造物群」については、特に重要なものを国が選定することができるように定め、選定を受けるとそれぞれ「重要文化的景観」「重要伝統的建造物群保存地区」となる。

これらのほか、文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術や、文化財保護法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）等がある。なお、文化財の保存技術については、特に重要なものを国が選定することができるように定めており、選定を受けると「選定保存技術」となる。

指定・選定を受けた文化財は、それを保存・活用するために、国からの支援を受けることができる一方で、文化財保護法に基づき文化財所有者等による現状変更等に対し制限が加わる。

さらに、国は、「有形文化財」、「有形民俗文化財」、「記念物」の中で、国及び地方公共団体が指定しているものを除いたもののうち、その文化財としての価値に鑑み、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に「登録」することができるように定めている（登録文化財）。

登録されるとそれぞれ「登録有形文化財」「登録有形民俗文化財」「登録記念物」となるが、登録文化財は、他の文化財に比べ、文化財保護法に基づく制限が比較的緩く、国からの支援も軽微である。

また、国は、「無形文化財」、無形の「民俗文化財」の中で国が指定しているものを除いたもののうち、特に必要のあるものを選択し、自らその記録を作成し、保存し、公開することができる仕組みを設けており、これらは「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財（無形の民俗文化財）」となる。

#### <国の指定等文化財の種類>

有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの。有形民俗文化財と無形民俗文化財がある。
記念物	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの。
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。
文化財の保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの。
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財。



## (2) 岐阜県文化財保護条例に基づく制度

岐阜県文化財保護条例において、「文化財」とは、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」としており、所有者等の申請に基づいて、その所在地を管轄する市町村が、その条例の定めるところにより、重要なものとして指定したもののうちから特に価値の高いものを知事が県重要文化財等に指定することができるように定めている。

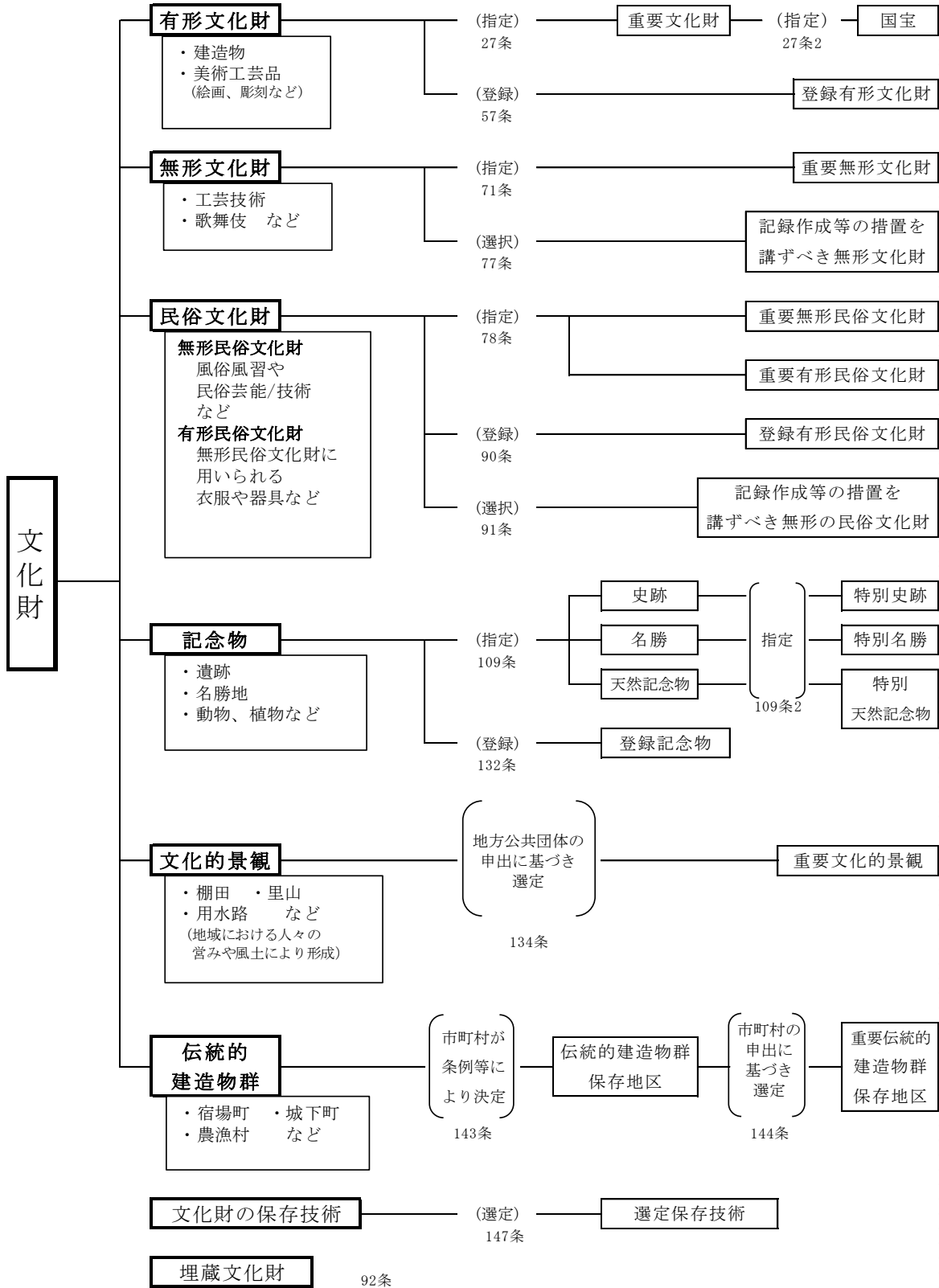
指定を受けるとそれぞれ、「県重要文化財」、「県重要無形文化財」、「県重要有形民俗文化財・県重要無形民俗文化財」、「県史跡・県名勝・県天然記念物」となり、その保護のために、県が補助金等の支援をすることができる一方で、岐阜県文化財保護条例に基づき所有者等による現状変更等を制限している。

### <本県の指定文化財の種類>

有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で県にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で県にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、県民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。
記念物	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、県にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で、県にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、県にとって学術上価値の高いもの。

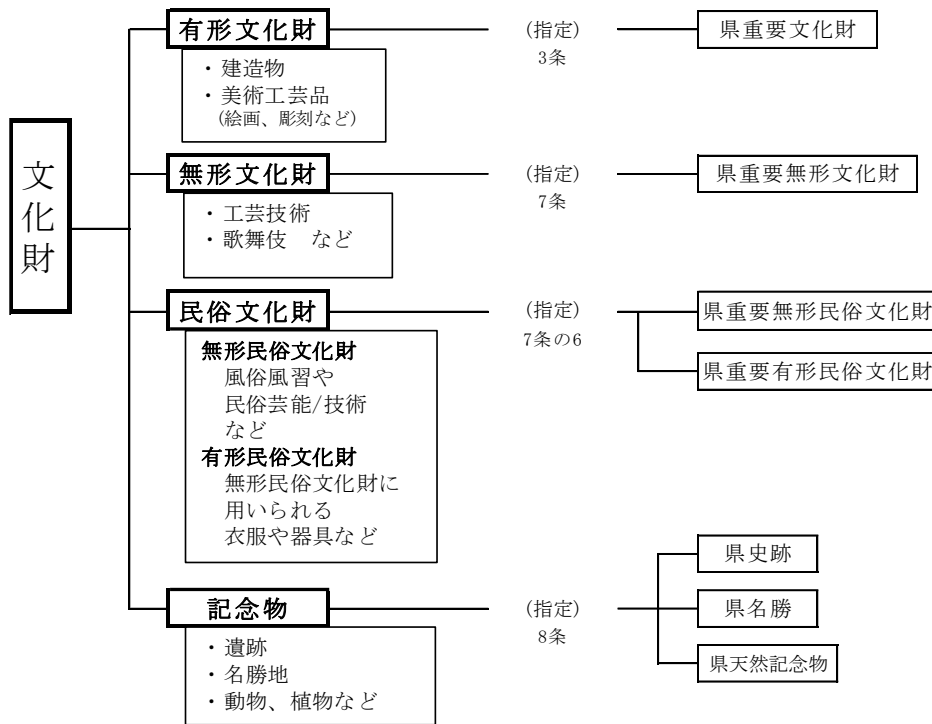
# 文化財の体系

【国】



※条番号は文化財保護法による

【県】



※条番号は岐阜県文化財保護条例による

### (3) 文化財の開発に係る制度

文化財を適正に保護するため、記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合や、周知の埋蔵文化財包蔵地内において工事等を行う場合には、事前に許可申請や届出等を行うことが文化財保護法及び岐阜県文化財保護条例に定められており、必要に応じて現地調査や指導・助言を行っている。

さらに、本県では、史跡名勝天然記念物の指定地や周知の埋蔵文化財包蔵地内において、国・県が開発事業を行う場合、事前に文化財に及ぼす影響の有無を確認するため、県域統合型GIS等を利用して、文化財の所在地と開発事業を行う場所を照合する「開発照会」の取組みを進めている。

## 2 本県の概要

### (1) 岐阜県の成立

本県は、かつては美濃国と飛騨国に分かれており、それぞれの地域において独自の文化が育まれてきた。

「岐阜県」は、明治4年(1872)に、笠松県(慶応4年(1868)成立)と今尾県、岩村県、大垣県、加納県、郡上県、高富県、苗木県及び野村県(これらは廃藩置県(1871年)により成立)が合併して成立した。

明治9年(1876)には、筑摩県のうち吉城郡、大野郡及び益田郡の3郡を合併して、本県はほぼ現在の形となった。その後、明治16年(1883)、下石津郡が三重県桑名郡金廻村・油島新田・江内村を編入し、同20年(1887)、海西郡が愛知県海西郡松山中島村を編入するなどして、県域が形成された。

近年では、平成17年(2005)に長野県木曾郡山口村が中津川市に合併し、県域が拡大している。

県名の「岐阜」については、室町時代の守護土岐氏を追放した斎藤道三、義龍、竜興に続き、稲葉山に居城を移した織田信長が、禅僧から進言された「岐山・岐陽・岐阜」から選んだといわれている。

### (2) 産業

本県は豊かな森林と河川等により、良質な木材、燃料となる薪、豊富な水、良質な土に恵まれ、家具・木工、刃物、紙、陶磁器など、匠の技と日本の美を象徴する伝統工芸や日々の生活の中の祭り行事、地域に根付いた伝統芸能が多く生み出され、今日まで受け継がれている。

令和元年(2019)の工業統計調査によると、関の刀鍛冶が起源である本県の刃物産業のシェアは包丁類が57.0%、理髪用刃物が78.1%と全国1位である。また、窯業生産では、日本を代表する焼き物である織部や志野を生み出した「美濃焼」の産地であり、陶磁器関係の全国シェアにおいては和飲食器(42.2%)、洋飲食器(68.4%)、内装タイル(76.2%)、その他のタイル(45.8%)で全国1位である。さらに「飛騨の匠」の技を受け継ぐ木工産業では、木製机・テーブル・椅子が全国シェアの15.3%を占めて全国1位を誇る。

### (3) 地形・地質

北部の飛騨地方には、穂高岳、槍ヶ岳、御嶽山、乗鞍岳や白山など、3,000メートル級の山々がそびえ、南部の美濃地方は濃尾平野が広がり、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川に囲まれた海拔0メートルの水郷地帯まで及んでいる。

本県の地質構造は、古生代から新生代までの岩石類や地層群など多様な地質帯が認められる。このうち、その形成時期によって飛騨帯、飛騨外縁帯、美濃帯など中生代ジュラ紀まで（～約1.45億年前）に形成されたものと、大型爬虫類の化石が見つかることで有名な手取層群<sup>てとり</sup>などの中生代白亜紀～新生代古第三紀（約1.45億年～2,300万年前）に形成されたもの、瑞浪層群など新生代新第三紀以降（約2,300万年前～）に形成されたものなどが存在する。

### (4) 動植物

県面積の81%を森林が占め、森林に覆われる山とそこに流れる木曾川、長良川、揖斐川などとその支流が豊かな自然を形作っている。このような環境に恵まれていることから、それぞれの土地の環境に適した動植物や、本州の各地に共通する鳥獣や昆虫類、淡水魚類を認めることができる。

植物は、県木であるイチイやスギ等の樹木、神社の社叢<sup>しゃそう</sup>等が大切に維持・管理されてきた結果、現在までその姿を残しているものが多い。また、丘陵や台地の低湿地及びその周辺には、シデコブシ、ハナノキ、ヒトツバタゴなどの自生地・群生地がある。

哺乳類は、カモシカ（国特別天然記念物）、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシといった大型の獣類が広範囲に生息している。

鳥類は、県鳥であるライチョウ（国特別天然記念物）が、飛騨山脈（北アルプス）の標高2,400～3,000メートルの高山帯に分布しており、近年の調査における推定生息数は、乗鞍岳<sup>のりくらだけ</sup>で100羽（平成15年～平成17年（2003～2005）調査）、御嶽山<sup>おんたけさん</sup>で75羽（平成28年（2016）調査）、笠ヶ岳<sup>かさがたけ</sup>で48羽（平成29年（2017）調査）となっている。

魚類は、さまざまな種類が生息し、イタセンパラ（国天然記念物）やネコギギ（国天然記念物）、ハリヨなどが局所的に生息している。

その他、日本の固有種であるオオサンショウウオ（国特別天然記念物）が生息しており、本県は分布の東限である。

### 3 本県の文化の特徴

#### (1) 歴史と文化財

##### [先史]

本県域に人々が暮らすようになった時期は、約3万年前の旧石器時代である。この時代は寒冷な気候で、郡上市熊石洞<sup>くまいしどう</sup>ではヘラジカやオオツノシカ、ナウマンゾウの骨が見つかっている。また、濃尾平野の北辺部に位置する日野・寺田遺跡<sup>ひのてらだ</sup>（岐阜市）では被熱した礫群が検出され、ナイフ形石器240点以上のほか、削器<sup>さつき</sup>、搔器<sup>そうき</sup>、敲石<sup>たたきいし</sup>などが出土した。

縄文時代（約13,000～2,300年前）になると、気候の温暖化に伴い、山地では針葉樹林に代わってクヌギ・コナラ・ブナなどの落葉広葉樹林が、平野部ではシイやカシ類などの常緑広葉樹林が広がった。また、約6,000年前といわれる縄文海進最盛期の海岸線は、現在のJ R大垣駅の付近とされており、庭田貝塚（海津市：県史跡）では縄文時代中期に形成された貝層が見つかっている。この時代の人々は堅穴建物に住んでおり、堂之上遺跡<sup>どうのそら</sup>（高山市：国史跡）や炉畑遺跡<sup>ろばた</sup>（各務原市：県史跡）では多数の堅穴建物が検出されている。また、縄文時代中期の中野山越遺跡出土品<sup>なかのやまこし</sup>（飛騨市：国重要文化財（以下、「重文」という。))では北陸系、信州系、東海系などと呼ばれる周辺各地域の特徴的な文様が入り入れられ、この頃に人々の活発な交流があったことを物語っている。

弥生時代（約2,300～1,700年前）になると、稲作を中心とした農耕文化が大陸から九州北部へ伝わり、全国各地に広まった。今宿遺跡<sup>いまじゆく</sup>（大垣市）では弥生時代後期から古墳時代前期の水田跡が広い範囲で検出され、古墳時代前期の水田面では、農作業をした9,000歩を超える足跡が残されていた。また、この頃、金属製品のうち青銅器は主に祭祀具として利用され、県内では弥生時代中期の十六銅鐸<sup>じゅうろく</sup>（大垣市：県重文）や後期の久々利銅鐸<sup>くくり</sup>（可児市：県重文）などが知られている。また、弥生時代後期から古墳時代初頭になると、内行花文鏡<sup>かもんきょう</sup>が出土した瑞龍寺山頂遺跡<sup>ずいりやうじ</sup>（岐阜市）、方格規矩四神鏡<sup>ほうかくきくしんきょう</sup>や重圏文鏡<sup>じゅうけんもんきょう</sup>が出土した美濃観音寺山古墳<sup>みのかんのんじやま</sup>（美濃市：出土遺物は県重文）、高床建物やシカが描かれた絵画土器が出土した東町田墳墓群<sup>ひがしちょうだ</sup>（大垣市：国史跡）などの墳墓が造営された。

古墳時代（3～7世紀）になると、長塚古墳<sup>ながつか</sup>（可児市：国史跡）、昼飯大塚古墳<sup>ひるいおおつか</sup>（大垣市：国史跡）、琴塚古墳<sup>ことづか</sup>（岐阜市：国史跡）、野古墳群<sup>の</sup>（大野町：国史跡）、乙塚古墳附段尻巻古墳<sup>おとづかこふんつけたりだんじりまき</sup>（土岐市：国史跡）など、各地域に首長墓と呼ばれる大型の墳墓が造営された。一方で、古墳時代後期には小規模な群集墳<sup>ふなきやま</sup>が造営され、船来山古墳群<sup>ふなきやま</sup>（本巣市：国史跡）では独立丘陵である船来山に、現在までに290基の古墳が確認されている。

古墳時代には大陸から乗馬の風習が伝わり、古墳の副葬品には中八幡古墳出土品（池田町：県重文）や船来山古墳群出土品（本巢市：県重文）などに馬具が認められる。また、窯業生産という新しい技術も大陸から伝わり、古墳時代後期には美濃須衛窯（各務原市など）で須恵器の生産が始まった。

## [古代]

天智天皇崩御の翌年（672）に起こった壬申の乱では、村国連男依、和珥部臣君手、身毛君広など、多くの美濃国の豪族が活躍した。壬申の乱で功績のあった豪族は氏寺を建立するようになり、弥勒寺官衙遺跡群（関市・美濃市：国史跡）を構成する遺跡の一つである弥勒寺跡は、身毛氏の氏寺でもある。

飛騨国においてもこの頃に寺院が建立され、杉崎廃寺跡（飛騨市：県史跡）では中心伽藍の建物の周囲一帯が全面敷石で覆われていた。壬申の乱後、美濃国には三関の一つである不破関（関ヶ原町：県史跡）や美濃国府（垂井町：国史跡）、美濃国分寺（大垣市：国史跡）が設置された。美濃国府は美濃の中でも西側に位置し、国府が都寄りの場所に設置された顕著な例といえる。

この頃には須恵器生産が美濃須衛窯を中心に最盛期を迎え、全国屈指の生産地に成長した。とりわけ、老洞・朝倉須恵器窯跡（岐阜市：国史跡）などから出土する「美濃（国）」刻印須恵器は畿内や公的な性格の強い遺跡から多く発見されている。

また、平安時代になると、天台・真言宗が人々に受け入れられ、美濃国においても仏教芸術が興隆した。この頃に造立された寺院は、円興寺（大垣市）、華嚴寺（揖斐川町）、円鏡寺（北方町）、願興寺（御嵩町）などがあり、来振寺（大野町）の絹本著色五大尊像（国宝）、乙津寺（岐阜市）の木造毘沙門天立像（国重文）や木造千手観音立像（国重文）、横蔵寺（揖斐川町）の木造深沙大将立像（国宝）や木造大日如来坐像（国重文）などの美術工芸品が伝わっている。

## [中世]

鎌倉時代には、後鳥羽上皇が執権北条義時に対して追討の兵を挙げた承久の乱の戦いが美濃・尾張国境の木曾川沿いを中心に行われた（承久3年（1221））。室町時代になると、美濃国守護である土岐氏が強力な軍事力を背景にして足利氏を支え、室町幕府内でも重要な役割を果たした。足利尊氏とともにあった土岐頼貞、青野ヶ原の合戦で名を馳せ、いわゆる「婆娑羅大名」としても著名な土岐頼遠、美濃・尾張・伊勢の三か国の守護として権勢をふるった土岐頼康など、土岐氏は大きな権力を誇っていた。また、土岐氏は臨濟宗に帰依し、美濃国において禅宗が急速に広まり、永保寺（多治見市：観音堂・開山堂が国宝、庭園が国名勝）などが造られた。

室町時代中期になると、土岐氏に代わり、守護代の斎藤氏が台頭した。斎藤妙椿は、美濃国だけでなく、尾張・伊勢・近江・飛騨・越前国まで影響力を及ぼした。その後、斎藤道三が美濃国を掌握し、その嫡子義龍は戦国大名として美濃を支配した。義龍の死後、尾張の織田信長が美濃を征服し、稲葉山城下付近の井口を「岐阜」と命名し、「天下布武」を掲げ、岐阜を拠点にして天下統一に乗り出した。岐阜城跡（岐阜市：国史跡）の発掘調査では、金箔の痕跡のある瓦や多量の陶磁器が出土し、巨大な岩盤を背景にした庭園が見つかった。一方、飛騨国は国司の姉小路氏と守護の京極氏が並存した数少ない国の一つであった。戦国時代には三木氏や江馬氏などが勢力を維持したが、やがて豊臣秀吉が派遣した金森氏によって統一された。

中世は、産業・文化の面でも新しい様相を示した。美濃国では絹・和紙・刃物・陶器などの品質のよい品物が多く生産されるようになった。特に和紙や刃物は「美濃紙」、「美濃関の剃刀」などと呼ばれ、美濃国を代表する特産となった。また、「美濃桃山陶」が興隆し、「志野茶碗（銘卯花牆）」（三井記念美術館蔵）は国産茶陶では数少ない国宝の一つである。一方、飛騨国は林業や鉱業が盛んで、江馬氏城館跡（飛騨市：国史跡）や尾崎城跡（高山市）では中国陶磁器の優品が多数出土しており、経済力の高さを知ることができる。

## [近世]

関ヶ原古戦場（関ヶ原町：国史跡）をはじめ県内外で繰り広げられた天下分け目の戦いの後、江戸幕府にとって大坂城や京都の朝廷、有力な外様大名の多い西国の防御線の第一は美濃国であった。そのため、幕府は、石田方の美濃の武将の没収領地を代官大久保長安に支配させ、徳川家康の娘婿が藩主となる加納藩を置くとともに、尾張徳川家を創立し、これに対処した。

美濃国は直轄領、大名領、旗本領などが入り組む支配であったが、直轄領を中心とした広域支配において、美濃郡代は、西高木家陣屋跡（大垣市：国史跡）などを本拠とした旗本高木家とともに河川工事で大きな役割を果たした。油島千本松締切堤（海津市：国史跡）や大藪洗堰（輪之内町：県史跡）などの工事がなされ、特に、薩摩藩の御手伝普請は大工事であり、今日まで語り継がれている。

また、尾張徳川家は美濃国で13万石を占め、岐阜町をはじめ、和紙の集散地の上有知（美濃市）、交通の要衝である太田（美濃加茂市）や中山道（御嵩町・瑞浪市・中津川市：国史跡）の多くの宿駅、木曾・長良川などの重要な地を支配した。



飛騨国は豊臣系の金森氏の一国支配であったが、元禄期に幕領に組み入れられ、一国天領となった。高山陣屋跡（高山市：国史跡）は全国に唯一現存する郡代・代官所であり、高山祭の屋台行事（高山市：国重要無形民俗文化財）と高山祭屋台23基（高山市：国重要有形民俗文化財）は我が国有数の山車祭として有名である。

手工業では、江戸時代に最高級の障子紙として高く評価され、幕府の手厚い保護も受けた美濃紙や、多数の優品が伝世している東濃地域の陶磁器、岐阜町やその周辺の絹織物、加納の和傘、高山の春慶塗などの生産が盛んとなった。

## [近現代]

明治政府によって廃藩置県が実施され、さらに明治9年（1876）に、筑摩県の一部であった飛騨地方が岐阜県と合併し、現在の「岐阜県」が誕生した。

明治24年（1891）の濃尾地震は世界的にも最大級の地震であり、美濃地方だけで5,000人近くが犠牲となった。さらに、急激な近代化政策に伴い木材を多量に伐採したことなどから、明治26年（1893）や明治29年（1896）には集中豪雨に伴う木曾・長良・揖斐川流域の大水害などの災害が多く発生した。そのため、木曾三川分離工事や木曾川上流改修工事など、県内各地で治水工事が進められた。

また、富国強兵・殖産興業政策に基づいて、県内でも産業の育成が図られた。特に大正期以降、製糸業・織物業などの繊維工業が飛躍的に発展した。県外からは大資本が進出し、岐阜・大垣周辺には大工場が建設され、工業生産額が農業生産額を追い越すまでになった。

昭和12年（1937）に勃発した日中戦争は、県内の産業に大きな影響を与えた。各務原市に航空機工業の工場が建設されたのを始め、大垣市にも大規模な軍事工場群が建設された。その後、昭和20年（1945）には各務原市に進駐軍が到着し、翌年には県庁内に岐阜軍政部が設置された。その後、民主化と経済復興の諸施策が進められ、中京工業地帯や名古屋大都市圏に食料・工業用水・電力・労働力を提供し、経済・生活面で深く関わり合いながら発展した。

高度経済成長により県民の生活水準は向上し、特に農山村の生活様式は大きく変容した。一方で、公害問題の発生、都市の過密化と農山村の過疎化、住宅不足と生活環境の悪化、交通問題、地域社会の崩壊など、様々な社会問題が発生した。岐阜県では、名神高速道路の開通や東海道新幹線の開業により、京浜・阪神方面との結び付きがさらに強まり、国民体育大会やぎふ中部未来博などの開催により、地域経済の活性化や地域文化の振興が図られた。

## (2) 圏域ごとの特徴

本県は、行政区画として岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨の5圏域に区分されており、圏域ごとに様々な特徴を有している。

### [岐阜圏域]

岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・岐南町・笠松町・北方町の地域で、愛知県尾張地方から続く濃尾平野が岐阜市北部まで広がり、木曾三川のうち、木曾川、長良川が流れている。県内で最も人口が多く、圏域を横断する国道21号線や名神高速道路、東海北陸自動車道、東海道新幹線等といった交通網が発達しており、生活や文化面においては、愛知県尾張地方、名古屋圏との結び付きも強い。都市化が進む中においても古くから伝わる鵜飼漁や瀬張り網漁、登り落ち漁などを生業とする人々がいることは特徴的である。

中世以降、土岐氏や斎藤氏、織田氏により美濃国の政治の中心となり、中山道や美濃路、河川交通などにより発展し、明治以降は、製糸業や紡績業などの繊維工業を中心に近代工業を導入し、成長した。さらに戦後、金属製品や機械類の重工業も発展した。

### [西濃圏域]

大垣市・海津市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町の地域で揖斐川水系に属し、愛知県・三重県・滋賀県・福井県と接する。

北部は福井県境から滋賀県境に跨る1,000メートル内外の越美山地を揖斐川の支流が流れている。西部は伊吹山地、南部は鈴鹿山脈と養老山地の1,000メートル内外の断層山脈が連なり、平野に面した部分は急斜面であり、山麓に扇状地を形成し果樹等が栽培されている。古代は美濃国府、美濃国分寺などが設置され、美濃国の政治の中心となり、大和政権はこの地に三関の一つである不破関を置いたほか、古来より幾多の戦乱の舞台ともなった。

南部は海拔0メートル内外の低地となり、河川は潮汐干満の影響を受けている。平野部は古くから洪水が多く、輪中が発達した。近年は堤防や河川改修、内水排除の排水機の設置等により洪水等の被害は少なくなり、米作のほか、施設園芸も普及している。大垣市とその周辺は、かつては豊富な地下水を利用した工業都市で、繊維や石灰を原料とした化学工業も盛んである。

## [中濃圏域]

県の中央部を占める関市・美濃市・郡上市と、木曾川・飛騨川水系域の美濃加茂市・可児市・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・御嵩町・東白川村の地域で、飛騨川以西から長良川にかけての山地は古生層の固い岩石からなる急峻な山が多く、北部の1,000メートル以上の山から徐々に南方へ標高が低くなり、飛騨川が木曾川に合流するあたりに美濃加茂盆地、長良川・津保川・板取川の合流点付近には美濃・関盆地がある。

飛騨川水系は飛水峡などの峡谷が多く、有数の水力発電地帯でもある。この圏域で中世以来、発達してきた刃物業や製紙業は、現在も地場産業として発展している。近世以降、地域の産業・観光の基盤となっている城下町として発展した郡上八幡や水上交通の要所として繁栄した上有知を中心に、今も伝統的な町並みが残されている。この地の清流には多くの鮎が生息し、古来鮎漁が盛んである。

## [東濃圏域]

県南東部にあたり、木曾山脈で長野県と三河高原で愛知県東部と接する。土岐川・木曾川・矢作川の上流部の中津川市・恵那市・瑞浪市・土岐市・多治見市の地域で、土岐川流域の丘陵地帯には瀬戸層群と呼ばれる新第三紀鮮新世の地層があり、やきものの原料となる良質の陶土やガラスの原料となる珪砂が豊富で中世から現代にかけて陶磁器産業の興隆をもたらしている。

当地域（中濃圏域の一部を含む）は美濃焼を代表する志野・織部・黄瀬戸・瀬戸黒などを生み出した地であり、著名な陶芸家が輩出し続けている。

特に、重要無形文化財保持者、いわゆる「人間国宝」については昭和30年（1955）の重要無形文化財指定において荒川豊蔵氏（明治27年～昭和60年（1894～1985））が「志野」及び「瀬戸黒」の保持者に認定されて以降、現在までに6名という全国的にも多くの保持者が認定されている。

当地域は中世に活躍した美濃源氏土岐氏ゆかりの地であり、関連する山城跡・城館跡、史跡、由緒地等も多い。

また、この圏域においては地歌舞伎等の地芝居が現在まで多く残っており、明治座・常盤座（中津川市）等の地域の芝居小屋、太平洋戦争直後に公民館兼用で造られた蛭子座（中津川市）、五毛座（恵那市）等も残り、また、「地芝居大国ぎふ」の根幹を支える振付師等の活動も活発に行われており、現代に継承されている。

## [飛騨圏域]

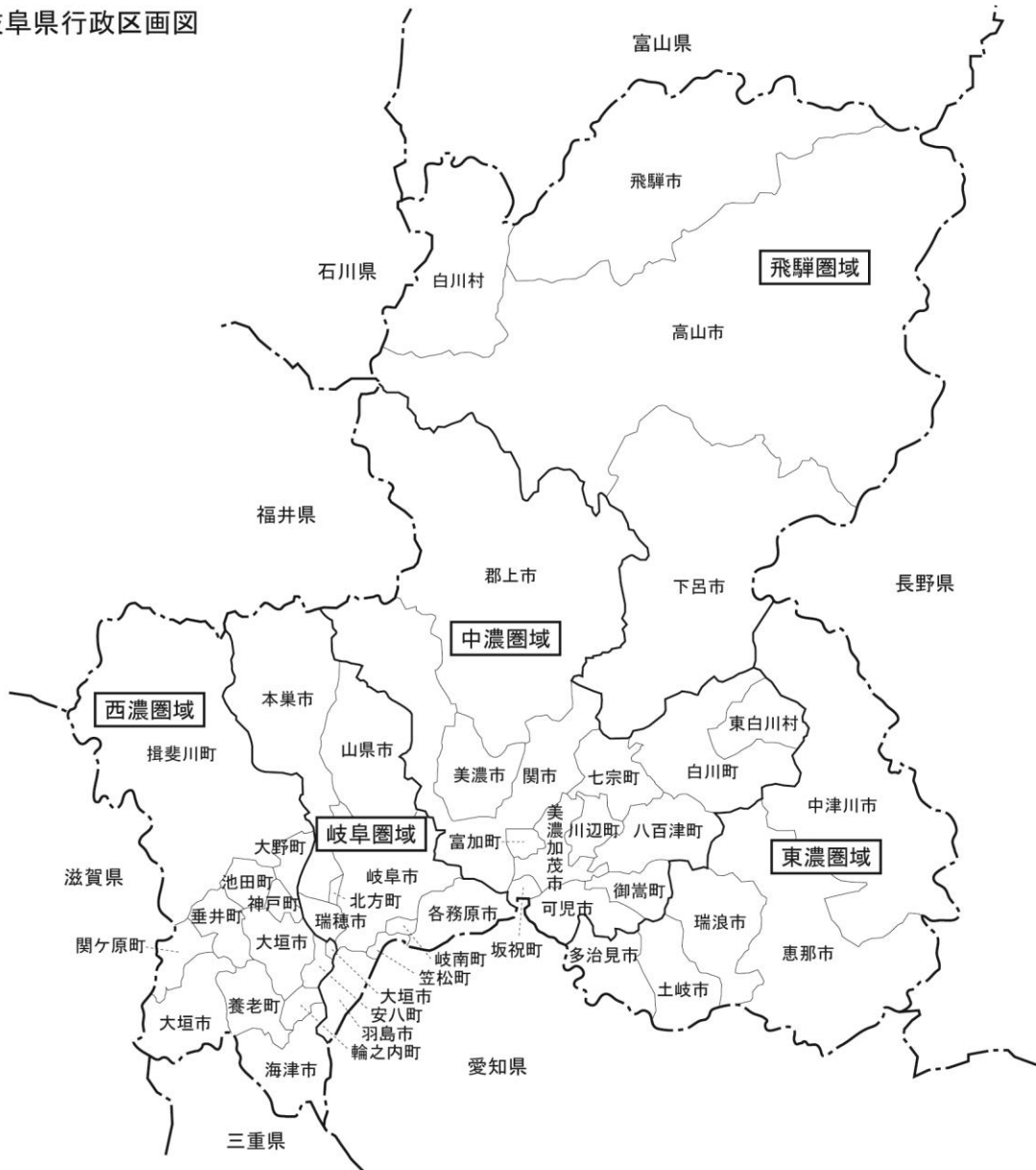
県北部の飛騨圏域は、南流する飛騨川水系域の下呂市と、北流する庄川・宮川・高原川水系域の飛騨市・白川村、両水系に跨る高山市の地域で、その

周囲には、穂高岳、槍ヶ岳、御嶽山、乗鞍岳や白山など 3,000 メートル級の山々がそびえ、長野県北部と北陸 3 県に接し、全域の約 9 割を山林原野が占めている。

県内でも特に自然豊かな地域で山林資源や地下資源が豊富なこともあり、近世には幕府直轄領となり、その政務が高山陣屋で執られるようになった。このような一国天領である歴史的風土に培われた飛騨の文化の特殊性は、春慶塗しゅんけいぬりや一刀彫いっとうぼりなどの伝統技術を伝える現代の地場産業を興隆させた。

高山祭や古川祭などの各地で伝承される祭礼行事、白川郷の合掌造り集落や飛騨高山の古い町並みなどの伝統的建造物群、日本三名泉の一つに数えられる下呂温泉や、全国屈指の露天風呂数を有し、観光客の満足度も高い奥飛騨温泉郷などに代表される温泉、飛騨牛や朴葉味噌ほおぼをはじめとした豊かな食など、様々な風情ある飛騨の風土や文化は、国内外から訪れる年間 700 万人以上の観光客を魅了している。

# 岐阜県行政区画図



## 圏域別データ

区分	市町村数	構成市町村	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
岐阜圏域	6市3町	岐阜市・羽島市・各務原市・山口市・瑞穂市・本巣市・羽島郡(岐南町・笠松町)・本巣郡(北方町)	993.28	792,965	798.3
西濃圏域	2市9町	大垣市・海津市・養老郡(養老町)・不破郡(垂井町・関ヶ原町)・安八郡(神戸町・輪之内町・安八町)・揖斐郡(揖斐川町・大野町・池田町)	1,423.97	361,649	254.0
中濃圏域	5市7町1村	関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・加茂郡(坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村)・可児郡(御嵩町)	2,454.26	367,258	149.6
東濃圏域	5市	多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市	1,562.82	325,359	208.2
飛驒圏域	3市1村	高山市・飛驒市・下呂市・大野郡(白川村)	4,177.99	141,700	33.9
岐阜県全域	21市19町2村		10,621.29	1,988,931	187.3

※面積は国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」(H27.10.1現在)による。  
 ※人口は令和元年度岐阜県人口動態統計調査(R1.10.1現在)による。

## 4 本県の文化財の状況

本県の指定文化財は、特に、県指定の史跡、天然記念物については全国的にも件数が多く、指定制度により積極的な保護が図られてきたといえる。

国指定・登録有形文化財については、市町村等の積極的な取り組みの成果により、史跡や国登録有形文化財（建造物）が、特に近年、増加してきている。

なお、本章における文化財の指定等の件数は令和3年（2021）3月1日現在のものである。

### <本県内の指定文化財>

類 型	国指定	県指定	合 計	市町村指定
有形文化財	1 5 8	4 7 6	6 3 4	3, 4 6 2
無形文化財	4	4	8	4 3
民俗文化財	2 5	1 0 4	1 2 9	4 3 7
記念物	7 2	3 5 0	4 2 2	1, 7 1 8
計	2 5 9 (うち国宝7、 特天3)	9 3 4	1, 1 9 3	5, 6 6 0

※その他、国が地域を定めず指定した特別天然記念物及び天然記念物：8件

### <本県内の選定・登録・選択文化財>

種 類	件 数
○選定	
・重要文化的景観	1
・重要伝統的建造物群保存地区	6
・選定保存技術	0
○登録	
・登録有形文化財（建造物：273件、美術工芸品：1件）	274
・登録有形民俗文化財	2
・登録記念物	1
○選択	
・記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	1
・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	19

また、未指定文化財については、全体数は把握できないが、今後の調査の進展や文化財に対する意識の高まりにより、新たに確認、認識され、増加していくことが見込まれる。

なお、巻末の参考資料に、現在までに本県が実施した主な文化財調査（埋蔵文化財発掘調査を除く）を掲載している。

(1) 指定文化財

①有形文化財

[建造物]

種別	年代	国指定	県指定	計
寺院	中世以前	19 (うち国宝3)	2	21
	近世	2	16	18
	近代	0	0	0
神社	中世以前	8	2	10
	近世	2	11	13
	近代	0	1	1
住居・民家	中世以前	0	0	0
	近世	13	12	25
	近代	4	1	5
産業・交通・ 土木	中世以前	0	0	0
	近世	0	0	0
	近代	3	0	3
石造物	中世以前	0	12	12
	近世	0	0	0
	近代	0	0	0
計		51 (うち国宝3)	57	108

国指定・県指定を合わせて108件が指定されており、うち3件が国宝である(永保寺開山堂(多治見市)、永保寺観音堂(同)、安国寺経蔵(高山市))。

本県は市町村と連携し、計画的に悉皆調査を進めてきており、また市町村による調査等の成果により指定数が増えてきている。

文化財として積極的に公開されている物件も多いが、所有者等の事情により公開が困難な物件もある。また、近年の過疎化、少子高齢化等により、今後の所有者等による建物管理が懸念されることも想定される。

## [美術工芸品]

種 類	国指定	県指定	計
絵画	1 1 (うち国宝1)	1 0 3	1 1 4
彫刻	4 9	1 2 7	1 7 6
工芸品	2 6 (うち国宝2)	1 0 0	1 2 6
書跡	1	3 2	3 3
典籍	8	1 6	2 4
古文書	5 (うち国宝1)	5	1 0
考古資料	7	3 1	3 8
歴史資料	0	5	5
計	1 0 7 (うち国宝4)	4 1 9	5 2 6

国指定・県指定を合わせて 526 件が指定されており、うち 4 件が国宝である（金銅獅子唐草文鉢（岐阜市）、入唐求法巡礼行記円仁記（本巣市）、太刀 銘康次（高山市）、絹本著色五大尊像（大野町））。

美術工芸品の指定の内訳については絵画、彫刻、工芸品に集中している。

指定件数が多く、指定時から年月が経過したことにより、所有者等の代替わり、所有者等・所在地等の異動が生じている物件もある。

## ②無形文化財

種 類	国指定	県指定	計	備考
瀬戸黒	1	0	1	
志野	1	1 (3)	2	( )は認定者の人数
織部	0	1	1	
黄瀬戸	0	1	1	
紋紗	1	0	1	
本美濃紙	1	0	1	認定者：団体
美濃伝日本刀鍛錬技法	0	1	1	認定者：団体
計	4	4 (3)	8	

国指定・県指定を合わせて 8 件が指定、10 名（団体）が認定されている。国重要無形文化財については 4 名（団体）、県重要無形文化財について 6 名（団体）が認定されている。

中世以降に東濃圏域で興隆した美濃焼の「わざ」、中濃圏域で興隆した本美濃紙の製作技術、刀剣製作技法などが指定・認定されている。

国重要無形文化財の各個認定保持者（「わざ」を高度に体現・体得する者）である、いわゆる「人間国宝」は、現在、県内で 3 名である（志野：鈴木 蔵氏（多治見市）、瀬戸黒：加藤孝蔵氏（同）、紋紗：土屋順紀氏（関市））。



### ③民俗文化財

種 類	国指定	県指定	計
重要有形民俗文化財	14	44	58
重要無形民俗文化財	11	60	71
計	25	104	129

国指定・県指定を合わせて 129 件が指定されており、そのうち、衣食住、生業、信仰に用いられるものなどの重要有形民俗文化財は 58 件、民俗芸能、祭礼や年中行事などの重要無形民俗文化財は 71 件が指定されている。

本県は市町村と連携し、「祭り・行事総合調査」として平成 29 年度～令和元年度（2017～2019）に悉皆調査を実施し、554 件の祭り・行事の存在を確認した。

有形民俗文化財は、それぞれの地域の祭礼等の行事のほか、地域の博物館や資料館等における展示、保存修理や製作体験事業の実施等により、保存・活用されている。無形民俗文化財は県内各地で保存会等が設立され、各地域の魅力の発信や地域にとっての貴重な行事として受け継がれている。

文化財のうち、近年の少子高齢化の影響が最も顕著に現れてきているのが、民俗文化財の分野であるが、各団体の努力により継承されている。

特に、「地歌舞伎」は、県内に 30 を超える団体と 10 を超える芝居小屋があり、全国でも有数の地歌舞伎が盛んな地域であり、芝居小屋をはじめ、毎年各地で定期公演等が開催されるほか、平成 30 年（2018）には「地歌舞伎欧州公演」が行われるなど、その魅力は国内外に認められ、今なお、地域の人々によって大切に受け継がれている。また「文楽・能」、「獅子芝居」なども県内各地で定期的な公演活動が行われ、その保存と振興が図られている。

#### ④記念物

##### [史跡]

種 類	国指定	県指定	計
貝づか、古墳等	8	44	52
国郡庁跡、城跡等	11	26	37
社寺跡、旧境内等	3	11	14
学校、研究施設等	0	5	5
交通、通信施設等	5	22	27
墳墓、碑	0	35	35
旧宅、園地等	0	12	12
計	27	155	182

国指定・県指定を合わせて182件が指定されている。

本県では平成8年度～平成16年度(1996～2004)に「中世城館跡総合調査」、平成30年度(2018)から「古代・中世寺院跡総合調査」を実施するとともに、関係市町村が史跡の内容確認調査等を行った結果、指定数が増えている。

近年、史跡を活用したウォーキングイベントや講演会などが活発に行われている反面、指定範囲が広大であるために、史跡全体の魅力が伝わりにくい面もある。

##### [名勝]

種 類	国指定	県指定	計
公園、庭園	3	1	4
峡谷、瀑布、溪流、深淵	0	4	4
山岳、丘陵、高原、平原、河川	2	0	2
計	5	5	10

国指定・県指定を合わせて10件が指定されている。

瀑布や庭園は芸術上又は観賞上価値の高い文化財として周知され、多くの人が訪れる観光スポットとして整備されるなど積極的に活用されている。

一方で、現地において指定範囲が一見して分かりにくいものも多い。

### [天然記念物]

種 類	国指定	県指定	計
動物	5	8	13
植物	26 (うち特別天然記念物1)	170	196
地質鉱物	7 (うち特別天然記念物2)	11	18
計	38 (うち特別天然記念物3)	189	227

国指定・県指定を合わせて 227 件が指定されており、うち 3 件が特別天然記念物である（石徹白いとしろのヌギ（郡上市）、根尾谷断層ねおだにだんそう（本巣市）、根尾谷の菊花石ねおだにきっかせき（同））。

巨木・老樹や動物の生息地・繁殖地等が指定されており、指定の大半を占める植物の多くは、地元住民等によって大切に管理・保護されている。しかし、天然記念物は成長や老齢化、風化など、絶えず変化し続ける性質があり、さらに人間社会や周辺環境の影響を受け、存在自体が危ぶまれる場合がある。

また、この表の他、国が地域を定めず指定した特別天然記念物及び天然記念物が 8 件あり、うち 3 件が特別天然記念物である（オオサンショウウオ、カモシカ、ライチョウ）。

### [史跡天然記念物・名勝天然記念物]

種 類	国指定	県指定	計
史跡天然記念物	0	1	1
名勝天然記念物	2	0	2
計	2	1	3

国指定・県指定を合わせて 3 件あり、史跡・名勝・天然記念物のうち、2 種類の記念物として指定されているものである。国名勝天然記念物の鬼岩おにいわ（瑞浪市・御嵩町）と霞間ヶ溪かまがたに（サクラ）（池田町）、県史跡天然記念物の高山城跡（高山市）である。

## (2) 選定・登録・選択文化財

### ①文化的景観〔選定〕

種 類	国選定	県選定	計
重要文化的景観	1	—	1

平成 26 年 (2014) に「長良川中流域における岐阜の文化的景観」(岐阜市) が選定されている。

これは、長良川を中心とした鵜飼漁や問屋業等によって形成された景観と、岐阜城下町の構造を基盤に発展形成された岐阜町の景観が重層したものであり、我が国における生活又は生業の理解のために欠くことのできないものとして選定された。

### ②伝統的建造物群〔選定〕

種 類	国選定	県選定	計
重要伝統的建造物群保存地区	6	—	6

国により 6 件が選定されている。

本県では高山市 (高山市三町、高山市下二之町<sup>おおじんまち</sup>大新町)、美濃市 (美濃市美濃町)、恵那市 (恵那市岩村町本通り)、郡上市 (郡上市郡上八幡北町)、白川村 (白川村<sup>おぎまち</sup>荻町) に選定地区がある。

地域の主要な観光資源としても活用されており、国の文化財補助金を活用して、調査、保存修理 (修理・修景等)、防災設備や消火設備、避雷設備、警報設備、防盜・防犯設備の設置工事、耐震対策工事等が実施されている。

### ③文化財の保存技術〔選定〕

県内には該当するものはない。

### ④登録有形文化財〔登録〕

種 類	国登録	県登録	計
建造物	2 7 3	—	2 7 3
美術工芸品	1	—	1
計	2 7 4	—	2 7 4

国により 274 件が登録されている。

原則として、建設・制作後 50 年が経過した建造物・美術工芸品のうち、一定の評価を得たものが登録されている。

⑤登録有形民俗文化財〔登録〕

種 類	国登録	県登録	計
有形民俗文化財	2	—	2

国により2件が登録されている。

県内では、「岐阜提灯の製作用具及び製品」（岐阜市）と「美濃の陶磁器生産用具及び製品」（瑞浪市）が登録されている。

⑥登録記念物〔登録〕

種 類	国登録	県登録	計
記念物	1	—	1

国により「曾根氏庭園<sup>そねし</sup>」（瑞浪市）が登録されている。

⑦記録作成等の措置を講ずべき無形文化財〔選択〕

種 類	国選択	県選択	計
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	1	—	1

国により「飛騨春慶<sup>ひだしゅんけい</sup>」（高山市）が選択されている。

国重要無形文化財以外の無形文化財のうち、記録、保存、公開に係る経費の一部について公費による補助を受けることができるものとして、国が選択している。

⑧記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財〔選択〕

種 類	国選択	県選択	計
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	19	—	19

国により19件が選択されている。

国重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、記録、保存、公開に係る経費の一部について公費による補助を受けることができるものとして、国が選択している。

### (3) 埋蔵文化財

種類	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
散布地	437	310	822	638	895	3,102
集落跡	14	38	103	50	66	271
貝塚	0	2	0	0	0	2
城館跡	125	97	137	119	166	644
社寺跡	30	40	55	71	60	256
古墳・横穴墓	1,874	1,433	921	367	572	5,167
その他の墓	7	8	14	4	2	35
生産遺跡	192	24	180	1,025	130	1,551
その他の遺跡	66	70	67	83	71	357
計	2,745	2,022	2,299	2,357	1,962	11,385

埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている文化財で、その性格上、地域と深く結びついている。埋蔵文化財を包蔵するとして周知されている土地である「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、県内に11,385件確認されている。

岐阜・西濃圏域では古墳・横穴墓が多く、東濃圏域では窯業に関わる生産遺跡が多いなどの特徴がある。

事前に埋蔵文化財を把握することにより、各種開発事業との調整を適切に行うことができるようになるほか、地域住民の誇りや地域のシンボルとしてまちづくり等に活用することができる。

### (4) 未指定文化財

未指定文化財は、その多くは調査が行われていないため、存在自体が広く知られていないものや、既知のものであっても文化財としての価値が定まっていないもの、現時点においては指定まで至らないものが該当し、県内に多数存在する。県ではこうした文化財を把握するため、「祭り・行事総合調査」や「古代・中世寺院跡総合調査」等、テーマ・分野を特定して調査を行っている。

### (5) その他

#### ①世界遺産

登録年	市町村	名称
平成7年 (1995)	白川村	「白川郷・ <sup>ごかやま</sup> 五箇山の合掌造り集落」

ユネスコ世界遺産委員会により平成7年(1995)に登録された「白川郷・<sup>ごかやま</sup>五箇山の合掌造り集落」がある。

地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界のすべての人にとってかけがえのない遺産として保護するため、昭和47年（1972）にユネスコ総会で採択されたもので、現在、国内では、文化遺産19件・自然遺産4件が登録されている。

白川村では、「重要伝統的建造物群白川村荻町<sup>おぎまち</sup>保存地区」などを中心に保全・活用が積極的に進められており、国内外から多くの観光客が訪れている。

## ②無形文化遺産

登録年	市町村	名 称
平成26年 (2014)	美濃市	「和紙：日本の手漉和紙技術」 ・本美濃紙
平成28年 (2016)	高山市 飛騨市 大垣市	「山・鉾・屋台行事」 ・高山祭の屋台行事（高山市） ・古川祭の起し太鼓・屋台行事（飛騨市） ・大垣祭の軸 <sup>やま</sup> 行事（大垣市）

ユネスコ無形文化遺産委員会により4市の4件が登録されている。

芸能や伝統工芸技術などの、形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わる技術や行事などが登録されている。

ユネスコの「無形文化遺産保護条約」（平成18年（2006）発効）によって、無形文化遺産の保護、無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上等を目的とし、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（代表一覧表）が作成され、国内では22件が登録されている。

## ③日本遺産

認定年	類型	市町村	名 称
平成27年 (2015)	地域型	岐阜市	「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜
平成28年 (2016)	地域型	高山市	<sup>ひだのたくみ</sup> 飛騨匠の技・こころ 一木とともに、今に引き継ぐ1300年ー
令和元年 (2019)	シリアル型	揖斐川町	1300年つづく日本の終活の旅 ～西国三十三所観音巡礼～ (滋賀県大津市他全24の構成自治体の一つ)
令和2年 (2020)	シリアル型	中津川市	木曾路はすべて山の中 ～山を守り山に生きる～ (長野県南木曾町他全8の構成自治体の一つ)

※類型：単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」と、複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型」がある。

文化庁によって、県内4市町が、周辺の市町村を含め、認定されている。日本遺産は、平成27年（2015）に文化庁が創設した制度であり、地域の歴史的魅力や特色を通じて、文化・伝統を語る「ストーリー」を構成する文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することで地域の活性化を図るものとして104件が認定されている。

## 5 本県の文化財の被災状況

災 害 の 種 類	件 数 (※)
火 災	0
風 水 害	1 5 2
地 震	0
盗 難	0

※平成29年度（2017）以降、県に報告があったもの

表に示したように近年は風水害による被害が顕著である。

今後、南海トラフ地震や内陸直下型地震の発生が懸念されていることや、全国的に集中豪雨等による災害の発生が続いていること、さらに県内には5つの活火山（御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山、アカンダナ山）が存在することなど、ひとたび災害が発生すると、文化財が大きな被害を受ける可能性がある。

また、過疎化、管理者の不在、無住化等が進んだことなどにより、地域の文化財の盗難や毀損の危険性も高まっている。

### 【岐阜県が世界に誇るその他の「遺産」】

#### ○ I C I D世界かんがい施設遺産

「曾代用水」<sup>そだいようすい</sup>（関市、美濃市）平成27年（2015）10月13日登録

曾代用水は、関、美濃両市の農地約1,000ヘクタールを潤す、幹線延長約17キロメートルの農業用水路。江戸時代前期、幕府や藩に頼ることなく地元の豪農3人が私財を投じ、10年の歳月をかけて完成させた。

#### ○ F A O世界農業遺産

「清流長良川の鮎」<sup>あゆ</sup>（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）平成27年（2015）12月15日認定

長良川は、流域86万人の暮らしの中で清流が保たれ、地域の歴史、文化、経済と深くつながっている。この長良川と清流の象徴である鮎が、世界農業遺産に認定された。



## 第2章 文化財の保存・活用に関する方針と措置

### 1 本県の課題

平成31年（2019）に策定された、「一人ひとりの幸せと確かな暮らしのあるふるさと岐阜県を目指して～「清流の国ぎふ」創生総合戦略～」において、本県の総人口は、今後10年間、毎年1万6千人程度減少していくことが見込まれ、特に、地域や経済の担い手である、いわゆる生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が顕著であり、様々な面で担い手の確保が最重要課題であるとされている。

また、近年、全国的に見ると多くの自然災害等が生じていること等、文化財を取り巻く様々な環境は一段と厳しさを増している。こうしたことから、文化財を守り、将来に向けて伝えていくことが必要である。さらに、現状を維持するだけでなく、文化財を地域の貴重な財産として地域の観光やまちづくりに積極的に活用していく視点も重要となってきた。

#### （1）文化財を“知る”ための課題

##### ①文化財の正確な把握

文化財を適切に保存・活用していくためには、文化財の所有者等や所在、保存状態などの現状を正確に把握する必要がある。また、未指定文化財は、適切な措置を講じないと滅失や散逸等が進む可能性があるため、その存在を適切に把握する必要がある。

##### ②県民への文化財の情報発信

県民に文化財の状況を正しく伝え、文化財に対する理解、関心を醸成することで、地域が一体となりオール岐阜で文化財を保存・活用する機運を高めていく必要がある。

##### ③博物館等における文化財の魅力に触れる機会の充実

県民の文化財に対する理解、関心を醸成していくため、博物館等において文化財の展示・公開を行っているが、さらにこうした取組みを拡充し、多くの県民が文化財の魅力に触れる機会を充実していく必要がある。

#### （2）文化財を“守る”ための課題

##### ①文化財の保護の徹底

所有者等と協力しながら文化財の保護を進めるとともに、今後も調査を進め、特に価値の高いものについては、指定を行っていく必要がある。

## ②市町村による「文化財保存活用地域計画」の作成の促進

文化財保護法の改正により、市町村は区域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（「文化財保存活用地域計画」）を作成することができることとなったが、県内での作成は1市のみであり、その作成を促進していく必要がある。

## ③所有者等による「文化財保存活用計画」の作成の促進

国指定文化財、登録文化財等については、国からの指導により、所有者や管理団体等が個々の文化財の「保存活用計画（保存管理計画）」を作成し、保存・活用を計画的に行うことが望ましいとされている。

しかしながら、現在、計画が作成されているものは、県内では国指定重要文化財（建造物）1件、国登録文化財（建造物）2件、国指定記念物の史跡15件、名勝1件、天然記念物1件、県史跡1件と少ないことから、その作成を促進していく必要がある。

## ④文化財のデジタルアーカイブ化

有形・無形の文化財をデジタル化し、後世に継承するとともに、インターネットで共有・利用するデジタルアーカイブを促進する必要がある。劣化や損傷、欠失を防止する意義だけでなく、解説や音声を加えることにより、元の資料をより膨らませた形で情報提供することが可能となり、また、時間的・地理的な制約を超えてアクセスが可能となる。さらに、データベース化により様々な角度からの検索が可能となるなど、保存・活用にあたって果たす役割は大きい。

## ⑤県と市町村等の連携の強化

文化財の中には、分布が広域的なものや、生息地が行政区域をまたぐものもあり、それらの保存・活用を考える上では、県と市町村間、隣接市町村間や隣県との連携を進めていく必要がある。

また、一市町村の区域を超えるものについては、地域住民だけでなく、広域的な活動を行う保護団体等との連携も進めていく必要がある。

## ⑥災害を見据えた体制づくり

文化財は、災害等により一旦滅失してしまうと、復元が困難となることはもちろん、復元が可能であっても、長い時間、多額の費用等を要することとなる。そのため、平素から被害を生じさせないように備えておくことや、被

災しても被害を最小限に食い止めることが必要である。

### ⑦ 県補助金の充実

文化財の必要な修繕を行い適正に維持していくためには、維持管理に係る所有者等の経費負担が大きな課題となっている。県では、国・県指定の文化財についての補助制度を設けているが、引き続き、所有者等が計画的に修理や維持管理、防災対策、活用等を行えるようにすることが必要である。

## (3) 文化財を“育てる”ための課題

### ① 担い手の育成

少子高齢化・過疎化が進み、文化財の保存・継承に携わる人材が減少していることや、地域の歴史文化を語り継ぐ人材が高齢化していることなどから、文化財としての建造物の維持保全や、祭り・行事等の円滑な運営、住戸の維持管理等に影響が及ぶ等、担い手不足が起こりつつあるため、後の世代へ確実な継承が必要である。

### ② 専門人材の育成・充実

県民ボランティアや関係団体等、文化財の保存・活用に携わる方々に対し、活動に必要な専門知識や技術を習得するための研修等を充実させていく必要がある。

一方で、行政においては、専門性の高い職員を配置し、文化財の保存・活用を図っていくことが必要不可欠である。これまで、県や市町村では、限られた財政状況の中で専門性の高い職員の採用・配置に努めてきたが、より積極的な文化財の活用に向けて、さらなる人材の確保が必要である。

同時に、職員に対して、文化財の種別に応じた専門性の高い研修の実施や、世代交代も念頭に置いた採用を進めるなどの工夫も必要である。

### ③ 県民が文化財の保存・活用に参加できる仕組みづくり

文化財を県民共有の財産として育てていくためには、県民の協力が不可欠であるため、県民が文化財の保存・活用に主体的に参加できる仕組みを構築する必要がある。

### ④ 学校教育、社会教育との連携

次代を担う児童・生徒等が文化財の魅力に触れる機会を提供することは、自らが住む地域を知る契機となり、ふるさとへの愛着を醸成するために有効であるため、学校教育、社会教育との連携を促進する必要がある。

#### (4) 文化財を“活かす”ための課題

##### ①人づくりへの寄与

有形文化財や史跡等の保存・活用、伝統芸能や祭りを保存・伝承するための取組みにより、地域の歴史や自然に親しむとともに、世代間の交流等を促進していく必要がある。

##### ②まちづくりの推進

文化財は、まちづくりの核として地域コミュニティの維持にも重要な役割を果たしており、文化財を通じて、地域の魅力を再発見できるような取組みが必要である。

##### ③観光振興との連携の促進

文化財は、地域の誇りとなるとともに、地域の主要な観光資源、まちづくりの核となり、地域の活性化に不可欠な要素である。単に維持・保存するだけではなく、これを有効活用し、地域の活性化を図っていく必要がある。

## 2 本県が目指す文化財の保存・活用の方針

### (基本方針)

文化財を知り、守り、育て、  
地域の資源として「清流の国ぎふ」づくりに活かす

本県には多くの貴重な文化財があり、それらを活用して「清流の国ぎふ」づくりを進めていく必要がある。一方で、社会状況の変化により、文化を支える人、モノ、技術の存続自体が危ぶまれている状況にある。

このような課題に対して、清流がもたらした自然・歴史・伝統文化を知り、活かし、守り、育てるという「清流の国ぎふ」憲章に則り施策を進めていく必要がある。

本県では、文化行政を知事部局に一元化した体制のもとで、保存・活用をオール岐阜体制で進めていく。

#### (1) 文化財を“知る”ために

- ①文化財の正確な把握
- ②県民への文化財の情報発信
- ③博物館等における文化財の魅力に触れる機会の充実

#### (2) 文化財を“守る”ために

- ①文化財の保護の徹底
- ②市町村による「文化財保存活用地域計画」の作成の促進
- ③所有者等による「文化財保存活用計画」の作成の促進
- ④文化財のデジタルアーカイブ化
- ⑤県と市町村等の連携の強化
- ⑥災害を見据えた体制づくり
- ⑦県補助金の充実

#### (3) 文化財を“育てる”ために

- ①担い手の育成
- ②専門人材の育成・充実
- ③県民が文化財の保存・活用に参加できる仕組みづくり
- ④学校教育、社会教育との連携

#### (4) 文化財を“活かす”ために

- ①人づくりへの寄与
- ②まちづくりの推進
- ③観光振興との連携の促進

### 3 本県の文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

県は県内の文化財に関する情報を集約し、国と市町村の間の連絡調整役を務めるとともに、市町村間や各種団体との連携等、市町村の区域を超える広域的な連携に関するコーディネート等を行う。市町村は管内の文化財について、所有者や地域住民との十分な協議のもと、県と各市町村の特色を踏まえ、文化財の総合的な保存・活用の方策を講じる。所有者は、法・条例等に基づき、県・市町村の助言等により、文化財の管理・修理・公開や個々の文化財の保存活用計画の作成等を行う。

#### (1) 文化財を“知る”ために

##### ①文化財の正確な把握

文化財の中には、指定等の保護措置は執られていないが、古文書をはじめ地域の歴史や県民の生活を語る上で重要なものがあり、それらを正しく把握できるよう調査を推進する。

また、既存の文化財について、所有者等や所在、保存状態などの現状を正確に把握しておく必要があることから調査を推進する。

さらに、文化財を積極的に活用していくためにも、城跡や寺院跡などのようにテーマ・分野を決め、様々な切り口からの悉皆調査を推進する。

##### ②県民への文化財の情報発信

県民に文化財の情報を適切に提供していくため、ホームページ、文化財図録、パンフレット等による情報発信及び現地における文化財愛護標柱等の充実を図るほか、SNS、VR、AR、動画配信などの情報技術の活用の一環を進める。

また、会議やイベントを開催する際に、地域の特性などを演出するため、文化財となっている会場を利用するユニークベニューの取り組みも、県民が文化財に対して愛着を感じるための有効な手段であることから、開催を検討する。

さらに、本県が県有施設で開催している「地歌舞伎公演」等のように、地域の伝統芸能を披露する場を設けることは、県民の関心を高めることにもつながることから、継続した開催を検討する。

##### ③博物館等における文化財の魅力に触れる機会の充実

博物館・美術館・博物館相当施設・博物館類似施設は文化財の保存・公開の役割を担い、様々な体験プログラムや文化財に親しむ機会を提供しており、各施設において、多様なニーズに対応した展示や解説などの充実を図る。

また、より多くの県民に文化財の魅力に触れる機会を提供するため、大学・民間商業施設・図書館等において、企画展やワークショップを開催するアウトリーチの取り組みや、学校の社会見学等の受入れを充実させていく。

## (2) 文化財を“守る”ために

### ①文化財の保護の徹底

指定文化財については、その価値を県民に広く伝えるとともに、滅失・毀損が生じないように、博物館での保管など適正な管理を行い、保全・活用を進める。

また、特に価値の高い文化財については、県指定、さらに全国的に見て重要な価値のあるものについては、国と調整しながら、国指定等の実現に向けて取り組む。さらに、未指定文化財の保存について、市町村の取り組みを県として支援する。

### ②市町村による「文化財保存活用地域計画」の作成の促進

県の文化財保存活用大綱の策定を踏まえ、これを勘案し作成できるよう助言を行い、市町村における計画の作成について、引き続き、積極的に働きかける。さらに、歴史的・文化的な繋がりが強く、連携して取り組むことが効果的・効率的な場合や市町村が自ら計画を作成することが難しい場合には、近隣市町村との連携による作成の可能性を検討し、助言等を行う。

### ③所有者等による「文化財保存活用計画」の作成の促進

所有者等が作成する個々の「文化財保存活用計画」については、市町村が所有者等に対して作成の相談に応じることができるよう、県は市町村からの要請に応じて、引き続き助言等を行う。

### ④文化財のデジタルアーカイブ化

国・県指定の文化財（1,193件）については、自然災害による滅失等の不測の事態に備えるため、令和元年度（2019）から5か年計画（予定）で、写真や映像等のデジタルデータで記録する「文化財デジタルアーカイブ事業」を進めており、収集データは今後、県ホームページで公開するなど、文化財の価値を発信する。

### ⑤県と市町村等の連携の強化

※第3章参照

## ⑥災害を見据えた体制づくり

※第4章参照

## ⑦県補助金の充実

国・県指定文化財の保存・活用に係る補助事業について、事務的・技術的助言を行う。あわせて、所有者等や市町村のニーズ・要望等を正確に把握し、補助金の交付対象、補助率等について、必要に応じて検討を進める。

## (3) 文化財を“育てる”ために

### ①担い手の育成

文化財に愛着をもち、保護活動等の担い手となる人材を育てていくため、地域住民等に向けて、文化財に関する講座等を引き続き開催する。

特に、継承が課題となっている伝統芸能の担い手を育成するため、伝承教室、育成研修会や、将来を担う子どもたちの育成教室に加え、大会や公演の開催に要する経費の一部を支援する。

### ②専門人材の育成・充実

行政と連携しながら文化財の保存・活用に取り組む文化財保存活用支援団体、県民ボランティア、市民団体等の活動を支援するため、専門的な知識や技術に関する講演、研修会を充実する。

行政においては、専門性の高い人材を世代構成等も踏まえた上で、計画的に分野のバランスも考えながら採用するとともに、採用した職員の資質向上を図るため、文化庁や「独立行政法人国立文化財機構」等が実施する各種研修への参加など、継続して育成に取り組む。

一方で、すべての分野の専門人材を確保することは困難であり、不足する専門性については、適宜、外部の有識者の助言・アドバイスを活用しながら、補完していく。

### ③県民が文化財の保存・活用に参加できる仕組みづくり

県内各地で受け継がれ、多くの県民が関わっている伝統芸能について、各保存会が実施する親子伝承教室等や、祭り行事の屋台、<sup>やま</sup>軸等の修理への支援を行うことにより、県民が今後も主体的に保存・活用に関わる土壌づくりを進める。

また、県民がボランティアとして、博物館等における文化財保護活動に参加し、文化財に愛着をもち、自ら文化財に関する学びを深めるサポーター制度等をさらに充実させる。

さらには、文化財に関する知識を有する県民を登録した上で、市町村の求



めに応じ派遣し、アドバイスを行う「文化財エキスパートバンク事業」をさらに拡充し、市町村の「文化財保存活用地域計画」の作成支援や市町村職員のスキル向上に向けた研修等を充実させる。

#### ④学校教育、社会教育との連携

学校教育、社会教育等の場を通じて、県民が幼少期から文化財と触れ合うことにより、文化財への理解を深め、本県の歴史・文化のすばらしさを認識し、「清流の国ぎふ」に対する愛着を育む。

児童・生徒の発達段階に応じて、地域の魅力や課題を知る学習や、地方創生に資する地域課題の解決をテーマとした探究学習等、文化財を活用した授業等の取組みを推進する。

また、博物館、文化財保護センター等を活用し、子どもたちが実際に文化財の実物に触れ、知識や経験を広げるため、学校への出前授業や社会見学の受入れ、県民向けの調査報告会や講演会等の機会を積極的に提供する。

### (4) 文化財を“活かす”ために

#### ①人づくりへの寄与

学校教育、社会教育との連携とともに、郷土への愛着・誇りの醸成、人材育成等を継続発展させる事業に対して補助を行い、地域の歴史や自然に親しみ、世代間の交流等を促進できる環境をつくることにより、ふるさとへの愛着を育み醸成する。

#### ②まちづくりの推進

文化財は、まちづくりの核として地域コミュニティの維持にも重要な役割を果たしており、伝統芸能や祭りを保存・伝承するための取組みを支援することで、地域コミュニティの活性化を推進する。

文化財を積極的にまちづくりに活かすため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づいて、「歴史的風致維持向上計画」が策定・認定されている市町村が、「文化財保存活用地域計画」を策定する場合、両者の調和を図った作成が求められることから、市町村に対し、必要な助言等を行う。また、歴史的風致維持向上計画の未策定市町村に対してはその策定についての支援を行う。

<歴史的風致維持向上計画 認定市一覧>

市	認定年月日
高山市	平成21年(2009)1月19日
恵那市	平成23年(2011)2月23日
美濃市	平成24年(2012)3月5日
岐阜市	平成25年(2013)4月11日
郡上市	平成26年(2014)2月14日

### ③観光振興との連携の促進

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進することを目的に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(通称:文化観光推進法)」が施行されたことから、県内の文化財を観光資源として有効に活用し、地域が主体となって観光振興を進める。

具体的には、本県の豊かな「自然」、美濃和紙・関の刃物・美濃焼・飛騨の家具等の「匠の技」、長良川鶉飼、地歌舞伎、中山道、戦国武将等の「歴史・伝統」等、文化資源の要素も兼ね備えた地域資源を活かし、「持続可能な観光(サステイナブル・ツーリズム)」に取り組む。

併せて、その受入環境の向上を図るため、見学施設・駐車場等の周辺環境整備を進めるとともに、海外から多くの観光客が訪れる施設において、展示・解説の多言語化を進める。

さらに、各地域における「清流の国ぎふ」づくりを支援するため、世界遺産等又は地域固有の歴史資源や文化財を活かした地域の魅力づくりや発信、郷土への愛着・誇りの醸成、人材育成等を継続発展させる事業に対して補助を行う。

また、世界遺産や無形文化遺産、日本遺産については、国及び関係市町村と連絡調整を図り、そのブランド力を活用した情報発信や観光誘客等について検討する。

## 第3章 市町村への支援の方針

県は、市町村の現状を踏まえ、市町村が行う文化財の保存・活用に関する取組みに対し支援するほか、市町村が「文化財保存活用地域計画」を作成する際の相談や指導・助言その他の支援に努める。

### 1 市町村の現状

厳しい財政状況や人員の不足は全国の自治体に共通する課題となっており、県内においても文化財の担当者が1名のみの配置となっている市町村も珍しくない。また、小規模な市町村においては、専門性の高い職員の配置も困難な状況にあり、様々な行政需要の増大の中で、厳しい運営がなされている。

### 2 本県の役割

県は、国と市町村の間の連絡調整役を務めるとともに、市町村間や各種団体との連携等、市町村の区域を超える広域的な連携に関するコーディネートを行うとともに、専門人材を十分に確保できていない市町村に対しては、その要望に応じて文化伝承課、および県美術館、県博物館等が支援を行う。

また、市町村のニーズを適切に把握し、国との連絡調整や事業実施に関する協議、補助金申請等に係る技術的な支援を確実に行うほか、文化財エキスパートバンク登録者の派遣、研修等を通じた市町村職員の資質向上等の支援を行う。

### 3 市町村への支援

#### (1) 「文化財保存活用地域計画」等の作成に関する支援

市町村の「文化財保存活用地域計画」の作成にあたって、市町村が計画を円滑に作成できるよう指導・助言を行うとともに、計画作成のための協議会等への参加、文化庁との連絡調整を行う。さらに、市町村が自ら計画を作成することが難しい場合には、近隣市町村との連携による作成の可能性等を検討し、指導・助言を行う。

また、文化財所有者等が作成する個々の「文化財保存活用計画」の作成にあたっては、市町村が所有者等に対し支援を行うこととされていることから、市町村からの要請に応じて助言を行う。

#### (2) 各種情報提供

国や関係機関から入手した情報については、市町村が様々な支援制度を適

切に活用できるよう積極的に情報共有を図る。また、県が行う様々な分野の文化財に関する調査結果についても、各市町村と情報共有し、有効活用を図る。さらに、文化財を適切に保存していくために、民間資金やクラウドファンディングの活用など、資金調達の手法について情報を収集し、各市町村と情報共有を図る。

### **(3) その他の支援**

文化財に関する指導助言が可能な有識者等（文化財エキスパート）を登録し、希望する市町村へ派遣するとともに、有識者による講演会・相談会を実施して、市町村における文化財の計画的な保存・活用につなげる。

市町村においては、文化行政を教育委員会で所管することが多いことから、より一層県民文化局と市町村教育委員会との連携を深めていくため、平成 30 年度（2018）から「市町村と県との文化行政連携推進会議」を設置し、具体的な連携事業や広域的な事案への対応等について議論を行っている。県内では共通した文化財を介した広域的連携の例が少ないことから、県では各市町村の意向を十分、把握したうえで、市町村連携や調整の窓口としての役割を担っていく。

また、県は岐阜県文化財保護協会に委託して文化財の巡視活動を行い、その結果を随時市町村と共有することで、文化財の適切な維持管理を支援する。

### **(4) 歴史的建造物の活用に関わる建築基準法の適用除外に関する支援**

国の重要文化財や史跡となっている建造物（建築物）は、建築基準法第 3 条に基づき建築基準法による適用除外となっているが、登録有形文化財や県・市町村指定の建造物をはじめとする歴史的建造物については、活用のための用途変更や改修を行う場合、原則として建築基準法が適用される。

一方で、市町村が定める条例によって現状変更の規制や保存のための措置を講じたものについては、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定した建造物は適用除外とできることが建築基準法に定められている。

歴史的建造物の活用を計画している市町村に対しては、こうした適用除外についての情報提供や、関連する条例の制定について助言を行う。

## 第4章 防災・災害等への対応

本県では、「岐阜県地域防災計画（「一般対策計画」「地震対策計画）」に基づき、文化財の防災に関する対応を定めている。

### 1 平時の備え

県は、市町村と連携して、文化財の保存場所や避難経路等を検討し、文化財が被災しにくい環境づくりを推進していく。指定等文化財のみならず、未指定文化財の把握にも努めるとともに、県、市町村、所有者等が一体となって文化財を災害から守る機運を高める。また、県は文化財デジタルアーカイブ事業において、写真撮影や3D計測を行い、文化財の記録保存の充実に努める。

	指定文化財等の所有者又は管理者	県・市町村
防災思想の普及		文化財に対する県民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
予防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃化建築による保存庫・収蔵庫の設置</li> <li>・建造物等には消火栓、消火器等の設置及び適切な保守点検や維持管理</li> <li>・火気の使用制限、施設内の巡視の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財防災台帳の作成</li> <li>・「文化財の防災の手引き」による管理・保護対策への指導・助言</li> <li>・自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置の促進</li> <li>・岐阜県文化財保護協会による巡視の実施</li> <li>・文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。</li> </ul>
教養型防災訓練	毎年、防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催し、火災予防を徹底する。	
避難その他の訓練	防火訓練の実施に努める。	
応急協力体制	災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。	県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制を確立する。

そのほか、災害時に備えた下記の支援体制や連携について検討する。

### (1) 市町村間の相互支援体制

発災時における文化財の適切な保全に向けて、文化財の一時的な避難等、市町村間の相互支援体制について検討する。

### (2) 文化財レスキュー事業の実施体制

平時の防災対策や発災後の措置について、文化財の所有者、地域住民、関係団体(文化財保護指導員、文化財保護協会、博物館協会、資料救済ネット、県建築士会、ヘリテージマネージャー等)が連携した文化財レスキュー事業の実施体制の整備を進める。

### (3) 文化財防災センター(※)との連携

災害時における文化財の適切な保全に向けて、「独立行政法人国立文化財機構」に設置された「文化財防災センター(ブロック担当:京都国立博物館)」と連携を図って、都道府県間の支援体制構築を進める。

#### ※文化財防災センター

- ・令和2年10月設置。本部は奈良文化財研究所内
- ・地域連携として6ブロックに分けられ、本県は京都国立博物館の担当ブロック(富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、岐阜県)に編成

## 2 発災時に係る対応

県は市町村と連携して、発災時における被害の最小化を図るため、被害報告、被災文化財の対策を推進していく。

	指定文化財等の所有者又は管理者	県・市町村
被害報告	被害の状況を市町村に報告する。	市町村は被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を実施する。
被災文化財の対策	安全を確認し、専門家等の指導を受けた後、被災文化財の救出及び応急手当や被害拡大防止のための移動の検討を行う。	岐阜県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策の指示・指導をする。

そのほか、下記の窓口設置や連携について検討する。

#### **(1) 被災文化財相談窓口の開設**

発災直後の混乱時において、市町村や文化財所有者等からの被災文化財に係る相談等に適時適切に応じられるように、県文化伝承課に「被災文化財相談窓口」の開設を検討する。

#### **(2) 文化財レスキュー事業**

発災後は、文化財レスキュー事業に関わる各団体と連携し、情報の集約及び必要に応じて情報提供を行うとともに、各団体の活動のコーディネートを行う。

#### **(3) 文化財防災センターとの連携**

市町村間の相互支援体制、「文化財防災センター」との連携に基づき、発災時における文化財の適切な保全を図る。

### **3 防犯対策**

全国各地で、文化財に対する落書き等の毀損被害や盗難被害が生じていることから、文化財に対する愛護精神を高め、文化財保全の普及を図り、盗難・毀損が生じない環境づくりを進める。さらに、文化財保護指導員による定期巡視や警察との連携を進め、地域や関係機関と一体となった防犯対策を進める。

また、盗難等が発生した場合は、文化庁で運用されている所在不明文化財の情報提供サイトに情報を登録し、早期発見に努める。

## 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

これまでに示してきた課題及び講ずべき措置を踏まえ、地域が一体となった文化財の保存・活用を進めていくためには、県民文化局を中心として、文化振興、観光振興、自然保護等関連する施策を所管する部局が連携するとともに、市町村や民間団体とも協力し、より広い視点から文化財の保存・活用を図ることが必要である。

### 1 本県の文化財行政

#### (1) 文化行政の一元化

本県では、平成 29 年度（2017）から、文化行政を知事部局が一貫して総合的に取り組むことによって、伝統文化の保護、継承、文化芸術の振興、発信、さらには地域振興や観光・産業振興等、幅広い施策につなげていくため、県民文化局を設置し、文化行政を教育委員会から知事部局に移管した。

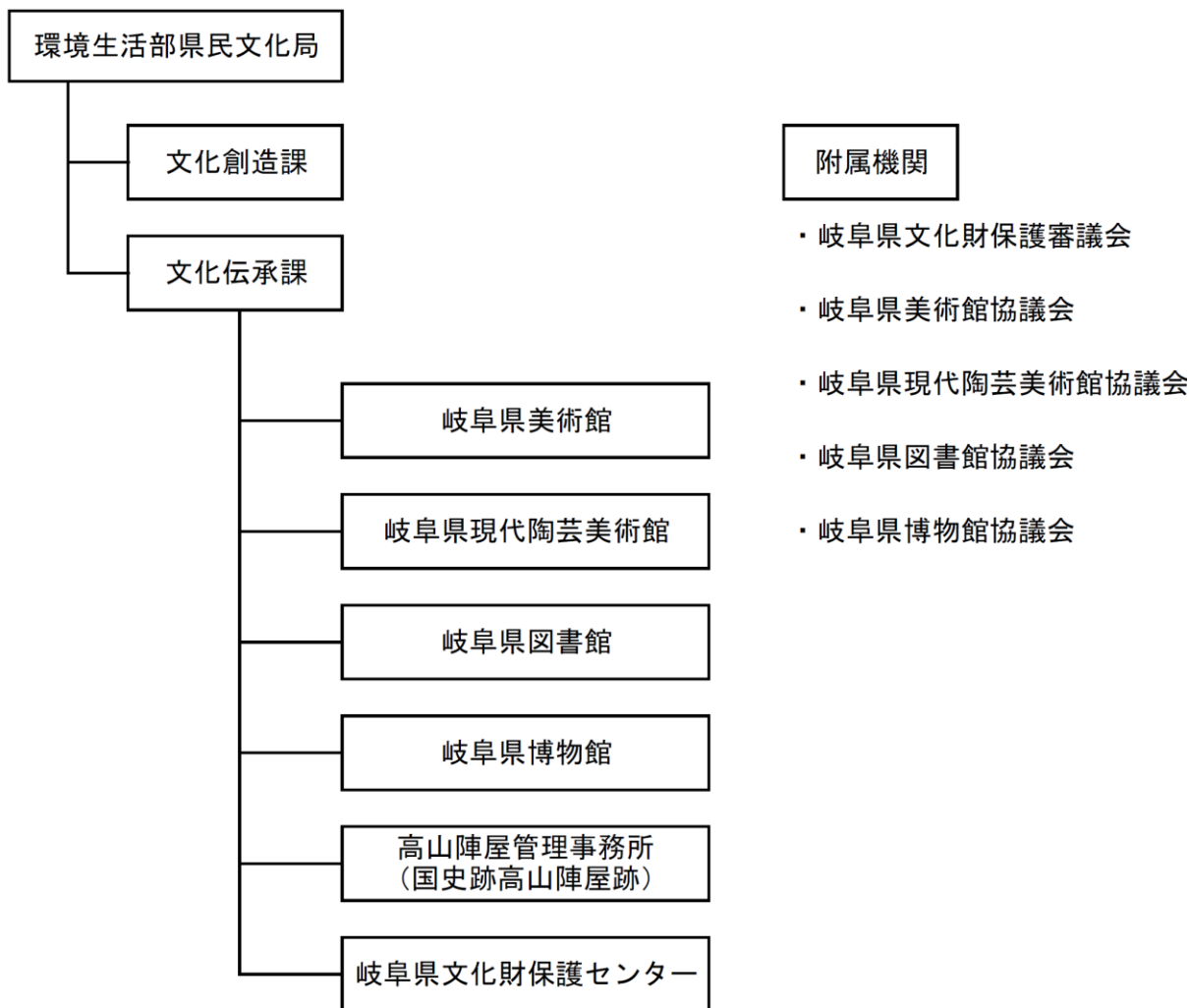
文化財保護事務の所管は、平成 28 年度（2016）まで教育委員会、平成 29 年度（2017）・平成 30 年度（2018）は知事部局で補助執行、平成 30 年（2018）6 月の文化財保護法及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等の改正を受け、「教育委員会の職務権限の特例に関する条例」を改正し、平成 31 年度（2019）から知事部局へ移管した。

こうした文化財保護事務を含む文化行政を知事部局で一元的に推進する取組みは、全国に先駆けたものであり、これにより、文化振興行政と文化財行政を一体的に推進することが可能となったほか、県民文化局を中核に、地域振興や観光などの施策を行う部局との間で緊密に連携を図っている。

#### (2) 文化財行政所管課

文化財保護とその活用に関する事務については、環境生活部県民文化局文化伝承課が所管課となり、伝統文化係が建造物、美術工芸品、無形文化財、民俗文化財等を担当、記念物保護係が史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等を担当している。





[主な事務分掌]

○文化創造課

- ・文化行政の企画調整及び推進に関すること。
- ・地域文化の振興に関すること。 など

○文化伝承課

- ・文化財に関すること。
- ・銃砲刀剣類の登録及び製作承認に関すること。
- ・図書館・博物館・美術館・現代陶芸美術館・国史跡高山陣屋跡・文化財保護センター等に関すること。
- ・博物館施設に関すること。 など

○岐阜県美術館

- ・美術品その他美術に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- ・県民の美術に関する創作又は研究の促進に関すること。 など

○岐阜県現代陶芸美術館

- ・陶芸美術品その他陶芸に関する資料の収集、保管、展示に関すること。
- ・県民の陶芸美術に関する創作又は研究の促進に関すること。 など

#### ○岐阜県図書館

- ・郷土を知り学ぶ機会、世界に開かれた交流の場の創出に関すること。
- ・岐阜の人材育成、社会的課題解決の支援に関すること。 など

#### ○岐阜県博物館

- ・博物館資料の収集、保管、展示及び一般公衆の利用に関すること。
- ・博物館資料の学術的な調査研究に関すること。 など

#### ○高山陣屋管理事務所<国史跡高山陣屋跡>

- ・高山陣屋の公開・維持管理に関すること。
- ・国史跡高山陣屋跡の整備、保存修理事業に関すること。 など

#### ○岐阜県文化財保護センター

- ・埋蔵文化財の発掘調査及び研究に関すること。
- ・埋蔵文化財に係る開発事業の調整に関すること。
- ・発掘調査技術の指導及び研修に関すること。
- ・出土品の保存処理及び収蔵に関すること。
- ・埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。
- ・文化財の保護思想の普及に関すること。 など

#### ○岐阜県文化財保護審議会（附属機関）

- ・岐阜県文化財保護条例に基づき、知事の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し必要と認める事項を知事に建議すること。

### （3）関係部局

文化財の保存・活用をより積極的に推進していくため、観光振興や地域振興、産業振興、自然環境保全、歴史資料の保存、学校教育や社会教育等の幅広い施策の所管部局と連携しながら進めていく。

例えば、江戸時代から受け継がれ、今なお盛んな地域の伝統芸能である地歌舞伎については、伝統を受け継ぐ担い手の育成とともに、地域の観光資源としてインバウンド含む誘客のためのコンテンツとしての活用を進めている。また、ユネスコ無形文化遺産に登録された「本美濃紙」の手漉和紙技術については、技術を伝承する後継者の育成とともに、美濃和紙産業全体の振興に係る総合的な取り組みを行っている。こうした文化資源を活用した地域活性化の取り組みを部局の垣根を越えて行っていく。

## 2 他の機関との連携

### （1）文化財保護指導員

国指定文化財の保存管理に関する巡視、所有者等への保存管理に関する指導・助言、文化財保護・活用の普及啓発活動等を行うため、岐阜県文化財保

護協会に委託して、29名が活動を行っている。巡視の結果、異変等が認められた場合には、報告を受け、対応を行っている。

さらに、今後は、所有者等への指導・助言をより充実させていくために、有識者（文化財エキスパート等）のアドバイスを得ながら活動を進める。

平成30年（2018）の文化財保護法の改正により、市町村にも設置することが可能となったため、市町村の文化財保護指導員とも情報共有を図る等、連携・協働して活動を進める。

## （２）その他団体等との連携

社会全体で文化財を保存・活用していくために県・市町村は、①岐阜県文化財保護協会、②文化財保存活用支援団体、③県民ボランティア、④その他の市民団体等と共通認識の下で取り組んでいく。

### ①岐阜県文化財保護協会

文化財の保護・顕彰及び活用に努めるとともに、研究と文化財鑑賞の便宜を図り、もって県民の文化の向上に資することを目的に、昭和46年（1971）に岐阜県文化財保護協会が設立され、文化財の保護巡視活動、調査研究、講習会、講演会等を行っており、当該協会と引き続き連携を図る。

### ②文化財保存活用支援団体

平成30年（2018）の文化財保護法の改正において、市町村が、地域において、文化財所有者等の相談に応じるとともに、調査研究を行う民間団体等を「文化財保存活用支援団体」として指定できることとされた。

県内では、現在、指定された団体はないが、市町村が当該団体と「文化財保存活用地域計画」の趣旨に沿って、地域の目標やビジョンを共有しながら、協働して取り組んでいくことが期待されるため、「文化財保存活用支援団体」の指定を推進する。

### ③県民ボランティア

県内には、文化財の保護活動に積極的に取り組んでいる県民ボランティアがおり、県や市町村が文化財に関する施策を推進する中で、県民ボランティアの協力は必要不可欠となっていることから、県民ボランティアの情報を把握し、情報共有を図りながら文化財の保存・活用に向けて協働する。

### ④その他の市民団体等

県内には、史跡等を中心に活動を行う団体、建造物や町並み保存等を行う団体、民俗文化財の保存・継承等を行う団体、大学等において文化財に関する調査研究等を行っている機関等があり、文化財の保存・活用に重要な役割を担っている。これらの情報を把握し、協働を進める。

参考資料

1 本県が実施した主な文化財調査（埋蔵文化財発掘調査を除く）

調査期間	調査名	文化財の種類	調査内容	成果・成果物
昭和 31 年度 (1956)	荘白川総合学術調査	総合	電源開発計画に伴う事前の文化財総合調査	『荘白川総合学術調査報告書』上・下
昭和 36 年度 (1961)	岐阜県遺跡分布調査	埋蔵文化財	遺跡の所在地、規模等の基礎資料作成調査	『岐阜県遺跡目録』
昭和 38 年度～ 昭和 48 年度、 昭和 52 年度 ・昭和 53 年度 (1963～1973)、 (1977・1978)	県内芸能総合調査	民俗文化財	無形民俗文化財の諸行事に関する調査	『岐阜県無形民俗資料記録作成報告書』
昭和 41 年度 (1966)	矢作ダム水没地区民俗調査	民俗文化財	矢作ダム水没地区の衣食住、生業、交通などの民俗調査	『矢作ダム水没地区民俗資料報告書』
昭和 42 年度～ 昭和 44 年度 (1967～1969)	輪中地区民俗資料調査	民俗文化財	輪中の特性ある地域住民の生活様相に関する調査	『岐阜県輪中地区民俗資料報告書』1～3
昭和 43 年度 (1968)	岐阜県天然記念物緊急調査	記念物	各種開発の進展に伴う天然記念物の基礎資料調査	『岐阜県天然記念物緊急調査報告書』
昭和 44 年度 (1969)	文化財集中地区特別総合調査	総合	白山・高賀山地域の文化に関する調査	『白山を中心とする文化財（文化財集中地区特別総合調査報告）』第8～10集
昭和 44 年度 ・昭和 52 年度 (1969・1977)	岐阜県民家緊急調査	有形文化財	民家の指定・保存のため基礎資料調査	『民家緊急調査報告書』
昭和 46 年度 (1971)	岐阜県の農村舞台	有形文化財	農村舞台のうち、各務（各務原市）、門和佐（下呂市）、深萱（坂祝町）、真桑（本巣市）の詳細調査	『岐阜県の農村舞台』
昭和 47 年度 (1972)	岐阜県における水屋の調査	有形文化財	減少しつつある水屋の将来計画を立てるための基礎資料調査	『岐阜県における水屋の調査報告書』

調査期間	調査名	文化財の種類	調査内容	成果・成果物
昭和 47 年度～ 昭和 50 年度 (1972～1975)	岐阜県遺跡分布調査	埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地の把握及び周知のための分布調査	『岐阜県遺跡地図』
昭和 48 年度 (1973)	養老山系学術調査	総合	養老山系周辺の美術工芸品と記念物に関する調査	『養老山系文化財調査報告書』
昭和 49 年度 (1974)	恵那山系学術調査	総合	恵那山系南部の美術工芸品と記念物に関する調査	『恵那山系文化財調査報告書』
昭和 50 年度 (1975)	裏木曾山系文化財総合調査	総合	裏木曾山系の有形文化財、民俗文化財、記念物に関する調査	『裏木曾山系文化財総合調査報告書』
昭和 50 年度～ 昭和 52 年度 (1975～1977)	民謡・民踊調査	民俗文化財	各地に伝わる民謡・民踊の聞き取り調査	『岐阜県の民謡・民踊』
昭和 53 年度～ 昭和 54 年度 (1978～1979)	緊急民俗分布調査	民俗文化財	保存・継承のための伝統的な民俗文化に関する調査	『岐阜県民俗分布図』
昭和 53 年度～ 昭和 58 年度 (1978～1983)	岐阜県歴史の道調査	記念物	近世の主要道と支道に関する調査	『歴史の道調査報告書』
昭和 54 年度～ (1979～)	特別天然記念物カモシカ食害対策捕獲個体調査	記念物	カモシカの捕獲個体の性別や年齢、妊娠状況に関する調査	『特別天然記念物カモシカ食害対策捕獲個体調査』
昭和 55 年度 (1980)	近世社寺建築緊急調査	有形文化財	近世社寺建築の保存の処置を講ずるための基礎資料調査	『近世社寺建築緊急調査報告書』
昭和 55 年度 (1980)	イタセンパラ調査	記念物	木曾川、長良川、揖斐川水系におけるイタセンパラの生息調査	『イタセンパラ調査報告書』

調査期間	調査名	文化財の種類	調査内容	成果・成果物
平成2年度～平成3年度 (1990～1991)	岐阜県諸職関係民俗文化財調査	民俗 文化財	生活に用いる文化財、手仕事、職人の実態・変遷などに関する調査	『岐阜県の諸職』
平成6年度～平成7年度 (1994～1995)	岐阜県近代化遺産（建造物等）総合調査	有形 文化財	産業・交通・土木に関する建造物の保存を検討するための基礎資料調査	『近代化遺産総合調査報告書』
平成8年度～平成16年度 (1996～2004)	岐阜県中世城館跡総合調査	埋蔵 文化財	中世城館跡の所在地や現状把握等に関する悉皆調査	『岐阜県中世城館跡総合調査報告書』
平成9年度～平成10年度 (1997～1998)	岐阜県民俗芸能緊急調査	民俗 文化財	各地に伝承されている民俗芸能の所在や現状把握等に関する悉皆調査	『岐阜県の民俗芸能－岐阜県民俗芸能緊急調査報告書－』
平成25年度～平成27年度 (2013～2015)	岐阜県近代和風建築総合調査	有形 文化財	近代和風建築の保存状況や歴史的・文化的な価値付けに関する調査	『岐阜県近代和風建築総合調査報告書』
平成29年度～令和元年度 (2017～2019)	岐阜県の祭り・行事総合調査	民俗 文化財	各地に伝承されている祭り・行事の所在や現状把握等に関する悉皆調査	『岐阜県の祭り・行事総合調査報告書』
平成30年度～ (2018～)	岐阜県古代・中世寺院跡総合調査	埋蔵 文化財	古代・中世寺院跡の所在地や時期、現状把握等に関する悉皆調査	(調査終了後、刊行予定)

## 2 文化財行政に関する年表（主なもの）

年号 (年度)	西暦	国内	岐阜県内
明治4	1871	古器旧物保存方の太政官布告	
明治30	1897	古社寺保存法制定	「絹本著色閻魔天像」、「絹本著色愛染明王像」（本巣市）が県内で初めて国の文化財に指定
大正8	1919	史蹟名勝天然記念物保存法制定	岐阜県史蹟名勝天然記念物調査会規則制定
昭和4	1929	国宝保存法施行	
昭和24	1949	（法隆寺金堂火災）	
昭和25	1950	文化財保護法施行	
昭和29	1954		岐阜県文化財保護条例施行
昭和30	1955		第1回岐阜県文化財審議会開催 「永照寺本堂」（羽島市）など9件を、初めて県の文化財に指定
昭和36	1961	消防法施行令施行	
昭和42	1967		岐阜県文化財保護費補助金交付規則制定
昭和43	1968	文化財保護法改正 →文化庁発足・文化財保護審議会の設置	
昭和44	1969		『岐阜県文化財図録』を初めて発刊（国宝、重要文化財）
昭和45	1970		『岐阜県文化財図録』を発刊（史跡、名勝、天然記念物、重要民俗資料、重要無形文化財）
昭和46	1971		岐阜県文化財保護協会設立
昭和49	1974		高山陣屋一般公開開始 文化財パトロール開始
昭和50	1975	文化財保護法改正 →埋蔵文化財に関する保護制度の整備	
昭和51	1976		岐阜県博物館開館 白川村荻町地区が県内で初めて重要伝統的建造物群保存地区に選定
昭和52	1977		岐阜県歴史資料館開館
昭和57	1982		岐阜県美術館開館
平成3	1991		財団法人岐阜県文化財保護センター設立
平成7	1995		「白川郷・五箇山の合掌造り集落」がユネスコ世界文化遺産に登録
平成8	1996	文化財保護法改正 →登録制度の創設	「岐阜県伝統文化継承功績者顕彰」制度、「岐阜県伝統文化継承者顕彰」制度の創設
平成11	1999	文化財保護法改正 →都道府県・指定都市への権限移譲	
平成14	2002		岐阜県現代陶芸美術館開館
平成16	2004	文化財保護法改正 →文化的景観制度の創設	
平成26	2014		ユネスコ無形文化遺産「和紙：日本の手漉和紙技術」として、「本美濃紙」が県内で初めて登録
平成27	2015	日本遺産の認定制度の開始	「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜」が県内で初めて日本遺産に認定
平成29	2017		知事部局に県民文化局を設置し、文化財保護行政を補助執行
平成30	2018	文化財保護法改正 →文化財の保存・活用のための計画制度の創設、文化財保護行政の首長部局への移管可能	
平成31	2019		文化財保護行政を教育委員会から知事部局へ移管 平成8年度から実施していた2表彰を「岐阜県伝統文化継承者表彰」として統合

## 清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

### 知

清流がもたらした  
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

### 創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、  
新たな創造と発信に努めます

### 伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

## 岐阜県文化財保存活用大綱

発行  
発行者

令和3年3月  
岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1  
TEL058-272-1111 (代) / FAX058-278-2824